

国への提案骨子案

- 1 制度の抜本的改革
- 2 生活保護の適正化
- 3 生活保護費の全額国庫負担

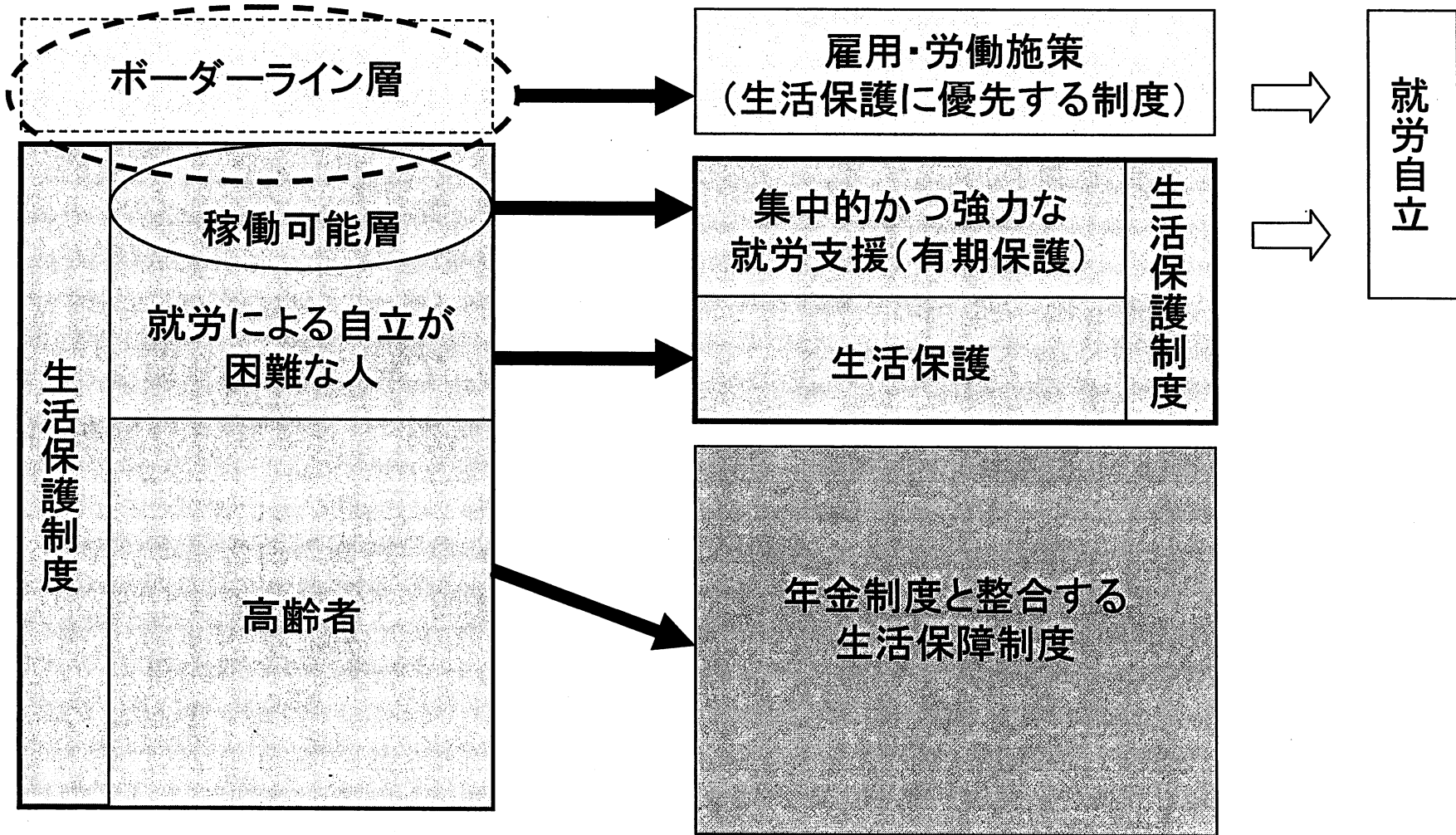
イメージ図

1

制度の抜本的改革 ～「働くことができる人は働く」社会へ～

現在の制度

あるべき制度



制度改革提案の項目(案)

平成18年全国知事会・全国市長会「新たなセーフティネットの提案」がベース

ボーダーライン層

→ 「雇用・労働施策」

- ・生活保護制度に優先する制度として、現行の第二のセーフティネットを拡充
- ・失業が生活保護に直結しないよう、就労自立を促進

生活保護受給者のうち、稼働可能層

→ 「集中的かつ強力な就労支援」 ・ 詳細内容は別紙

- ・雇用・労働施策を活用しても就労できない場合には、期間を設定し、集中的かつ強力に就労自立を促進(有期保護)
- ・就労へのインセンティブが働く制度設計を行う
- ・就労できない場合には、自立支援の一環として社会奉仕・貢献へ参加

高齢者層

→ 「年金制度と整合する生活保障制度」

- ・年金制度との整合を図る
- ・ケースワーカーは稼働可能層へ投入

地域やNPO、社会的企業との連携

「集中的かつ強力な就労支援」の詳細内容

※制度設計の詳細については、秋への提案に向けてさらに検討していく

生活保護受給者のうち、稼働可能層

→ 「集中的かつ強力な就労支援」

・ 雇用・労働施策を活用しても就労できない場合には、期間を設定し、集中的かつ強力に就労自立を促進(有期保護)

・ 就労へのインセンティブが働く制度設計を行う

例 ・ 一般世帯との均衡を考慮した保護費の見直し

・ 就労等収入の本人還付

① 就労収入の場合

収入額の一部(たとえば半額)を実施機関で積み立て、生活保護制度から自立する際に本人へ返還

② 有償の社会奉仕・貢献の場合

報酬額の一部(たとえば半額)を実施機関で積み立て、生活保護制度から自立する際に本人へ返還

③ 無償の社会奉仕・貢献の場合

活動を経済的価値に換算し(たとえば類似業務の時間当たり単価×従事時間で算出)、報酬相当額は生活保護費ではなく社会奉仕・貢献による対価として位置づける

↓

効果 ・ 生活保護から就労自立へ移行した際に必要となる出費に対し、返還金で対応できる

・ 自立しなければ返還されないため、自立への意欲が喚起される

・ 労働や社会奉仕・貢献による対価として認定することで、共助の意識が醸成される

・ 就労できない場合には、自立支援の一環として社会奉仕・貢献へ参加

上記インセンティブの設定と併せて導入すれば、いっそうの自立の促進が期待できる

2

生活保護の適正化
～市民から信頼される「不正を許さない制度」へ～

金銭給付から「現物給付」への転換

不正受給等	就労等 収入未申告
	虚偽の 居住実態
	その他
	敷金・家賃 上限設定

調査権強化
…
詳細は別紙

返還金等の
天引
等

過剰な医療行為を審査する仕組み・基準の設置(例 専門知識・強い権限を持つ調査機関の設置 等)
医療機関への罰則の強化
医療扶助の一部自己負担の導入

住居・サービス提供
借金等による困り込み
etc

業等独自対策	法規制	無届事業者の規制 セットサービス事業の 規制(住居とサービス、 住居と医療・介護、複 数事業者によるサー ビス提供、一定割合を 超えるサービス料の制限 等) 事業者への制裁措置 (氏名公表等)
		居宅生活移行支援事

医療機関等

貧困ビジネス

国による財源措置の明確化

制度改革を待つまでもなく、新たな経費負担を伴わず実行できる具体的提案として、
「生活保護法改正による実施機関の調査権の強化」

生活保護適正化に向けて、実施機関の調査権を強化

→ 生活保護法の改正

例 第29条(調査の嘱託及び報告の請求)

(現状と課題)

銀行等その他の関係人に報告の義務が課されていない

→ 調査に限界(例 本人同意書を求められる、支店ごとの照会を要することがある等)があるため、不正受給を証明することが難しく、制度への不信感を招く一因となっている

(改正の方向性)

不正受給などの制度の悪用を許さない厳しい制度とするため、実施機関に資産・収入状況を迅速かつ効率的に把握できる権限を与える

→ 回答を義務化し、就労収入や資産等の把握を可能とする
資産等の一括照会を可能とし、調査の効率化を図る

(参考) 生活保護法29条

保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、必要な調査を官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる

3

生活保護費の全額国庫負担 ～国民みんなで支える「生活保護制度」へ～

憲法が保障するナショナルミニマムである生活保護制度

生活保護費の全額国庫負担

生活保護は、ナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきであり、その経費は全額国が負担すべき

リーマンショック以降の不況による生活保護世帯の増加は全国的な問題

生活保護世帯急増に対する緊急的財源措置

リーマンショック以降の生活保護急増に伴う保護費の増加分については国による財源措置を行うこと

平成21年度補正予算額	270億円	}	約650億円(うち市費負担167億円)
平成22年度予算における急増の影響額※1	377億円		

大都市に負担が集中することによる地域間不公平

居住地不定者に係る生活保護費の国庫負担

地域間不公平を解消するため、制度改革がなされるまでは、少なくとも居住地不定者に係る生活保護費は国庫負担とすること

居住地不定者に係る生活保護費(試算額※2) 約96億円(うち市費負担約24億円)

数字はいずれも大阪市の数値 ※1 任期付職員にかかる人件費・物件費含む ※2 平成21年度実績を基に試算

参考資料 早急に生活保護制度の抜本的改革が必要とされる背景

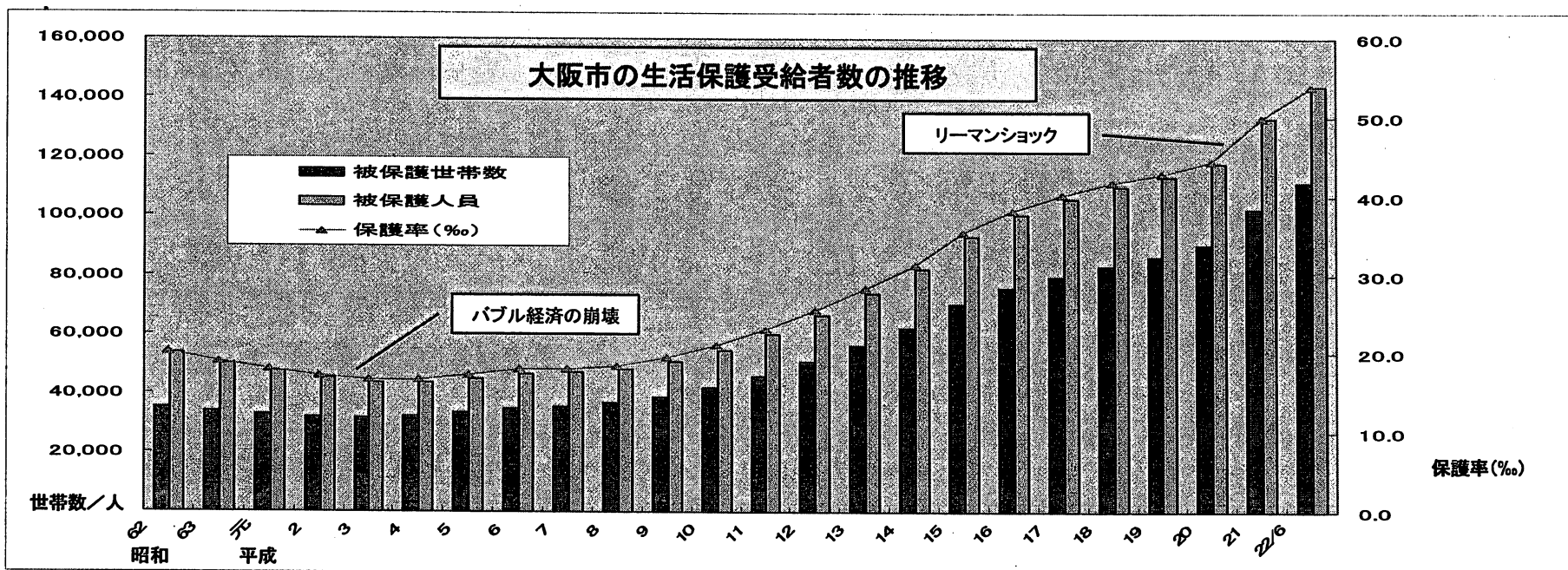
〈平成19年度までの状況〉

- ・生活保護動向に影響を与える主な要因のひとつに景気の動向等の経済的要因があり、経済が回復基調にある時は、生活保護の増加も鈍化傾向にあった

〈例えば、大阪市の場合〉

◇生活保護受給者数の伸び率は、過去10年間鈍化傾向

H10	54,499人	→	H11	59,901人	9.9%増
H18	110,141人	→	H19	113,467人	3.0%増



参考資料 早急に生活保護制度の抜本的改革が必要とされる背景(続き)

〈平成20年度以降の状況〉

〔大阪市の生活保護の特徴〕

◇生活保護受給者数の伸び率が上昇

H20 117,846人 → H22.6 143,797人 22.0%増

◇就労阻害要因が少ないと考えられる「その他世帯」の増加

H20 8,570世帯(全受給世帯の9.5%) → H21 15,518世帯(同15.2%)

◇勤務先都合や解雇等による失業を理由とする生活保護申請の増加

H20 497人 → H21 2,981人 ・ 2,484人の増

増加した保護費の推計額(全員を単身者と仮定)

2,484人×12万円(単身者の生活保護費)×12月

= 約36億円 ・ 平成21年度補正予算額270億円の13%

- ・ 幅広い職種において、非正規雇用者が急増している
- ・ 一昨年秋のリーマンショックに端を発した不況により失業者が増加し、生活保護に直結したと考えられる
- ・ 高齢化社会の進展により、高齢の生活保護受給者の増加が続いている

○社会経済環境の大きな変化により、生活保護は構造的に増加を続けている

○景気が大幅な回復に転じない限り、生活保護が減少に転じる見込みは低いと考えられる

○生活保護の増加状況からして、景気回復を待つ時間的余裕があるとは思われない

〈今後の状況 (仮定)〉

- ・ 「ボーダーライン層」が生活保護に至った場合、さらなる経費負担が生じる恐れがある
- ・ 人口の高齢化以上のスピードで生活保護の高齢世帯が増加する恐れがある

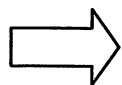
〈例えば、大阪市の場合〉

◇ 「ボーダーライン層」が生活保護に至った場合の推計値 約100億円/年の増
平成22年度生活保護費予算額 2,863億円の3.5%
平成22年度予算市税収入額 6,091億円の1.6%

〔ボーダーライン層を失業あるいは就労阻害要因により就労が困難な状況にある層と仮定
最も近い数値である「その他世帯」の増加が同じペースで続くとした場合
約7,000世帯×12万円(単身者の生活保護費)×12月〕

◇ 高齢世帯の増加により増加する生活保護費の推計値 約40億円/年の増
平成22年度生活保護費予算額 2,863億円の1.4%
平成22年度予算市税収入額 6,091億円の0.7%
〔過去5年間の増加率と同じペースで増加が続くと仮定した場合〕
約2,800世帯×12万円(単身者の生活保護費)×12月〕

このままでは、生活保護費の負担はいつそう危機的な状況に陥る



制度改革への早急な着手には、一刻の猶予もない状況